

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

規 則

○ウイルス性肝炎に係る検査費用交付規則の一部を改正する規則 (疾病・感染症対策室) 一

告 示

○県税に関する申告等の期限の指定 (税 務 課) 一

○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (障害福祉課) 二

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (同) 二

○保安林の指定施業要件の変更の予定 (森林整備課) 二

○建設業の営業の停止(二件) (事業管理課) 二

○土地改良区の定款変更の認可 (仙台地方振興事務所) 三

○個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正 (選挙管理委員会) 三

○宮城県道路交通規則の一部を改正する規則 (公安委員会) 三

規 則

ウイルス性肝炎に係る検査費用交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年七月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十号

ウイルス性肝炎に係る検査費用交付規則の一部を改正する規則

ウイルス性肝炎に係る検査費用交付規則(平成二十六年宮城県規則第七十四号)の一部を次のよう

に改正する。

第六条第三項ただし書中「以前に定期検査費用の支払いを受けた者(慢性肝炎から肝硬変への移行等病態に変化があったものを除く。)」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同項に次の各号を加える。

一 過去に知事から定期検査費用の支払を受けた者(慢性肝炎から肝硬変への移行等病態に変化があった者を除く。)

二 第一項の規定による請求の日前一年以内に知事に肝炎治療に係る医療費用交付規則(平成二十年宮城県規則第四十九号)第二条第三項第一号に掲げる知事が別に定める診断書を提出した者(慢性肝炎から肝硬変への移行等病態に変化があった者を除く。)

三 過去に知事に肝がん及び重度肝硬変治療に係る医療費用交付規則(平成三十年宮城県規則第八号)第七条第一項第四号に規定する個人票等を提出した者

八号)第七条第一項第四号に規定する個人票等を提出した者
様式第一号中「支払い」を「支払」に、「以前に」を「過去に」に改め、「受けた者」の「と」を「若し」に改め、第六条第一項の規定による請求の日前一年以内に肝炎治療に係る医療費用交付規則第二条第三項第一号に掲げる知事が別に定める診断書を提出した者」を加え、「ものを除く。」を「者を除く。」又は過去に肝がん及び重度肝硬変治療に係る医療費用交付規則第七条第一項第四号に規定する個人票等を提出した者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前のウイルス性肝炎に係る検査費用交付規則の規定による様式第一号については、当分の間、改正後のウイルス性肝炎に係る検査費用交付規則の規定による様式第一号とみなす。

告 示

○宮城県告示第五百九十一号

令和元年宮城県告示第八百八十九号(県税に関する申告等の期限の延長)において別に告示で定めることとされている期日は、その期限が令和元年十月十二日から令和二年八月三十日までの間に到来するもの(角田市又は伊具郡丸森町に住所、居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係る法人の県民税、県民税の利子割、配当割及び株式等譲渡所得割、法人の事業税並びに個人の事業税に係るもの(個人の事業税にあっては、申告に限る。))に限る。について、同月三十一日とする。

令和二年七月十日

○宮城県告示第五百九十二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十五の規定により告示する。

令和二年七月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四五〇二〇〇七五三	事業所の名称及び所在地	石巻市かもめ学園 石巻市向陽町三丁目 十番七号	指定障害児通所支援の種類	保育所等訪問支援	設置者名	石巻市	指定年月日	令和二年七月一日
-------	------------	-------------	-------------------------------	--------------	----------	------	-----	-------	----------

○宮城県告示第五百九十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

令和二年七月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四一二二〇〇七二一	事業所の名称及び所在地	ヘルパーステーション 登米市中田町浅水字 上川面六五番地一	指定障害福祉サービスの種類	居宅介護	設置者名	医療法人仁泉会	指定年月日	令和二年七月一日
-------	------------	-------------	-------------------------------------	---------------	------	------	---------	-------	----------

○宮城県告示第五百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和二年七月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所
大崎市（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施設要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五百九十五号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十八条第三項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。

令和二年七月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分をした年月日

令和二年七月三日

二 被処分者の商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名	株式会社榊工務店 榊 武哉	主たる営業所の所在地	宮城県石巻市福地字町百七十四番二	建設業許可番号 （宮城県知事許可）	第一一 第二万二千百十九号
----------------	------------------	------------	------------------	----------------------	------------------

三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲

建設業に関する営業のうち民間工事に係るもの

2 営業停止期間

令和二年七月二十日から同月二十二日までの三日間

四 処分の原因となった事実

株式会社榊工務店は、平成二十五年から平成二十九年にかけて、法第三条第一項の規定に違反し

て、建設業の許可を受けていないにもかかわらず、建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第一条の二に定める金額以上となる請負契約を繰り返し締結した。
このことは、法第二十八条第二項第二号に該当する。

○宮城県告示第五百九十六号
建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十八条第三項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。

令和二年七月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分をした年月日

令和二年七月三日

二 被処分者の商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名 遠藤工務店 遠藤 利光	主たる営業所の所在地 宮城県石巻市鮎川浜袈裟沢五番地六	建設業許可番号 (宮城県知事許可) 般一二十八 第五百五号
----------------------------------	--------------------------------	--

三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲

建設業に関する営業のうち民間工事に係るもの

2 営業停止期間

令和二年七月二十日から同月二十二日までの三日間

四 処分の原因となった事実

遠藤工務店は、石巻市鮎川浜の倉庫の新築工事現場において、同社の作業員に高さ四・五メートルの足場板を作業床として大作業をさせるに当たり、墜落により作業員に危険を及ぼすおそれがあったのに、手すり等の危険を防止するための必要な措置を講じなかった。

また、高さ四・三メートルの妻桁の上で大作業をさせるに当たり、墜落により作業員に危険を及ぼすおそれがあったのに、防網を張る等の危険を防止するための必要な措置を講じなかったことにより、当該作業員は当該妻桁上から墜落し死亡した。このことにより、令和二年一月十日に石巻簡易裁判所から、同社代表者は労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）及び業務上過失致死罪により罰金刑の略式命令を受け、いずれもその刑が確定した。

このことは、法第二十八条第一項第三号に該当する。

○宮城県告示第五百九十七号

大和町土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和二年七月一日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和二年七月十日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 山 口 浩 徳

選挙管理委員会

○宮選管告示第六十七号

平成七年宮選管告示第八号（個人演説会等を開催することができる施設の告示）の一部を次のように改正する。

令和二年七月十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

白木集会所、仙台市根岸保育所長町分園、将監二丁目集会所、南光台五丁目集会所の項を削る。

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第6号

宮城県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年7月10日

宮城県公安委員長 佐藤 勘三郎

宮城県道路交通規則の一部を改正する規則

宮城県道路交通規則（平成13年宮城県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(公安委員会が定める車両の乗車又は積載の制限等) 第11条 (略)	(公安委員会が定める車両の乗車又は積載の制限等) 第11条 (略)
2 法第57条第2項の規定による軽車両の乗	2 法第57条第2項の規定による軽車両の乗

車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限は、次の各号に定めるところによる。

(1) 乗車人員は、二輪又は三輪の自転車(以下「自転車」という。)にあつては運転者以外の者を、自転車以外の軽車両にあつてはその乗車装置に応じた人員を超える人員を乗車させてはならない。ただし、自転車に乗車する場合において、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 16歳以上の運転者が、幼児(6歳未満の者をいう。以下同じ。)1人を幼児用座席に乗車させる場合

イ 16歳以上の運転者が、幼児2人を幼児2人同乗用自転車(運転者のための乗車装置及び2人の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。)の幼児用座席に乗車させる場合
ウ～カ (略)
(2)～(4) (略)

車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限は、次の各号に定めるところによる。

(1) 乗車人員は、二輪又は三輪の自転車(以下「自転車」という。)にあつては運転者以外の者を、自転車以外の軽車両にあつてはその乗車装置に応じた人員を超える人員を乗車させてはならない。ただし、自転車に乗車する場合において、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 16歳以上の運転者が、小学校就学の始期に達するまでの者1人を幼児用座席に乗車させる場合

イ 16歳以上の運転者が、小学校就学の始期に達するまでの者2人を幼児2人同乗用自転車(運転者のための乗車装置及び2人の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。)の幼児用座席に乗車させる場合
ウ～カ (略)
(2)～(4) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。